

岐阜県地域おこし協力隊等支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

岐阜県地域おこし協力隊等支援事業委託業務

2 委託業務の目的

地域おこし協力隊は、平成21年度に制度が創設され、現在まで全国各地域で多くの有効な活動が展開され、地域活性化の一助となっている。また、全国的な潮流としても都市部から地方への人の流れをさらに拡大するため、国より地域おこし協力隊員（以下「協力隊」という。）を大幅に増やす目標が示されたところである。

こうした中、地域おこし協力隊が活動地域において効果的な活動を実施するためには、地域おこし協力隊の受入体制の充実や人材の確保、人材育成などが必要である。

この業務では、協力隊等を支援するための研修会などの実施を通じ、受入体制の充実、人材育成の支援や県内協力隊（OB・OG含む）間におけるネットワークの強化・活用・充実を図る。

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

4 委託業務の内容

本業務を受託した者（以下、「受託者」という。）は、以下の（1）～（3）事業を企画し、実施すること。

（1）「研修会」の実施

i) 基本方針・実施概要

- ・ 協力隊に関する知識・ノウハウ・経験・専門性等を活かして、地域おこし協力隊等研修会（以下「研修会」という。）を実施すること。
- ・ 本事業における研修会を実施するにあたっては、本業務の目的及び以下①～④に示す事項を満たし、かつより効果的な研修内容を企画・提案すること。ただし、②、④については、他の内容と組み合わせることも可能とする。
 - ① 協力隊の活動年数等に応じ、段階的な内容を扱う階層別研修とすること。
 - ② 協力隊の受入自治体や地域団体の本制度に関する意識醸成を目的とした内容を1回以上実施すること。
 - ③ 協力隊、協力隊OB・OG、自治体担当者等、研修会の参加者及び講師の相互の活動紹介や交流会を内容に組み込むなど、県内関係者の連携促進のための交流機会等を確保すること。
 - ④ 協力隊の退任後の定住に向けた就業や起業に向けた内容を1回以上実施すること。
- ・ 本事業の契約締結後、速やかに研修会の開催時期や実施テーマ等の概要につい

て企画書を県へ提出し、その内容について十分に協議を行うこと。

ii) 回数・時間・受講対象者

- ・ 研修会は3回以上行うこと。
- ・ 本研修会の受講対象者は以下①～④に示す者を基本とする。以下に該当しない者からの受講希望があった場合は、県と協議のうえその参加可否を検討すること。
なお、募集を行う際に、研修会の各回カリキュラムに合致する受講対象者を重点的に募集することを妨げるものではない。

①県内協力隊 現役隊員

②県内市町村職員

③県内で協力隊の受け入れを支援する団体に属する者

④地域おこし協力隊となり岐阜県で活動を行うことを検討している者

iii) 講師の選定等

- ・ 研修会の各回の講師は、地域おこし協力隊の活動やその後のキャリア形成について専門性を有し、指導実績等が豊富な者とする。なお、研修会の複数の回に同一の者を講師として起用することを妨げるものではない。
- ・ 研修会の各回の講師として、原則1名以上県内の協力隊OB・OGを起用すること。また、隊員の任期終了後の就業や起業を見据えた民間企業が有するノウハウの提供を目的として、県内で就業した協力隊員OB・OG、並びに民間企業に属する講師を1回以上起用すること。

iv) 開催方法

- ・ 研修内容や新型コロナウイルスの感染拡大状況等の事情に鑑みて、以下①～③に示す開催方式から最も効果的かつ適切な開催方法を各回選択し実施すること。
 - ① 現地会場を設けるリアル形式
 - ② Web 会議システムを活用するオンライン形式
 - ③ 上記①②を組み合わせたハイブリット形式

v) 運営方法

＜ 共通事項 ＞

- ・ 研修会の開催に当たっては、必要な運営スタッフ並びに全体の司会進行や話題の提起、質疑応答等を行うコーディネーターを各1名以上配置し、適正な運営を確保すること。
- ・ 講師への出演依頼や進行内容の確認、移動等について必要な調整を行うこと。
- ・ 開催会場について、各回とも県と協議のうえ会場を決定することとし、民間の貸会議室や地域団体が保有する施設等を使用する場合は、施設管理者の指示に従い、手配や準備、片付け、利用料の支払い等必要な対応を行うこと。
- ・ 講師への出演依頼や進行内容の確認等について調整を行うこと。また、必要に

応じて各講師や運営スタッフ及びコーディネーターへ謝礼・交通費を支払うこと。

く オンライン形式を取り入れて開催する場合の事項 >

- ・ WEB会議システムを使用したオンライン方式にて実施する場合は、システムやライセンスプラン等、受講者数を見込んで適切なものを選定すること。
- ・ 本業務専用として新規ライセンスを取得する場合、ライセンス期間は契約終了月までとし、ライセンス登録に必要な情報（アカウント名、登録用メールアドレス、初期パスワード等）については、県と協議のうえ決定すること。なお、本ライセンス権は県に帰属することとする。
- ・ 受託者が所有する既存ライセンスの使用を希望する場合は、予め県と協議すること。
- ・ 配信に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）を準備すること。また、研修会に参加するために必要な情報（URL、ID、パスワード等）は事前に設定し、関係者へ通知すること。
- ・ 関係者が必要な操作方法等を記載したマニュアル等を作成し、事前に配付すること。
- ・ 配信環境の設定や運用等に必要なスタッフを1名以上配置し、適正な運営を確保すること。

vi) 教材・資料の準備等

- ・ 研修会の各回に使用する教材・資料については、原則、開催日の1週間前までに原稿を県に提出するとともに、事前に受講者に配布すること。
リアル形式にて実施する場合は、研修当日に必要な部数を印刷し参加者に配布すること。

vii) 開催案内・参加者とりまとめ

- ・ 研修会の開催案内については、研修会全体の概要を記載したもの、及び研修会の各回に係る単独の概要を記載したものを双方を作成すること。
- ・ 研修会開催ごとに参加希望者、及び開催後の最終的な参加者のとりまとめをし、一覧として県へ提出すること。

viii) アンケート実施・報告書の提出

- ・ 研修会開催ごとに、研修内容に関するアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- ・ 研修会開催ごとに、実施報告書（業務の実施期間、業務内容、申込人数、参加人数、実施状況写真、アンケート結果及び分析等をまとめたもの）を作成のうえ、速やかに県に提出すること。

(2) 「アドバイザー派遣」の実施

i) 事業内容

地域おこし協力隊制度を導入している自治体並びに今後制度の導入を検討している自治体など、県内における地域おこし協力隊関係者を対象にアドバイザーを派遣し、ヒアリングと必要な助言、指導を行うこと。

なお、複数の自治体などを対象としたアドバイザーの派遣も可能とする。

(参考) 制度導入可能自治体 (19自治体)

大垣市、高山市、海津市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村

ii) 実施回数

- ・ 計9回 (5自治体程度) 以上実施すること。
- ・ 協力隊の定住率が低い等課題を抱える自治体へは複数回の派遣を検討すること。
なお、2度目以降の対応方法については、アドバイザーの再派遣に限らず、メール、電話による相談やWeb会議システムを用いたオンライン相談形式によることも可能とする。

iii) 派遣先の選定方法

- ・ 依頼内容や協力隊の活動地における実状等を勘案し、県と協議のうえで、原則、以下の①又は②の方法により、派遣先を選定すること。
 - ① 自治体担当者からの派遣依頼に基づく選定
 - ② 県内各地域における協力隊の抱える課題等をもとに、アドバイザーを派遣することが効果的であると考えられる自治体等の選定
- ・ 上記①②の方法による派遣先の選定にあたっては、当該自治体における協力隊の定住率を考慮し、その値が低い自治体に対して優先的にアドバイザーを派遣すること。
- ・ 派遣に係る具体的な日程・場所・時間等については依頼者及び依頼者が所在する自治体担当者と調整のうえ決定すること。

iv) 派遣先の対象者

- ・ 自治体担当者のほか、協力隊、県内で協力隊の受け入れを支援する団体に属する者、協力隊を受け入れている地域関係者等とし、対象の者が所在する自治体の担当者として調整し、県と協議のうえ、決定すること。

v) アドバイザー

- ・ 協力隊や地域協力活動に係るノウハウ・経験・専門性等を有する県内の協力隊員OB・OGとすること。
- ・ 1度の派遣毎に1名以上のアドバイザーを派遣すること。
- ・ アドバイザーへの派遣依頼や内容の確認、移動等について調整を行うこと。
また、必要に応じて各アドバイザーへ謝礼・交通費を支払うこと。

vi) 対応方針等

- ・ 助言・指導等に当たっては、アドバイザー自身のノウハウ・経験・専門性等を活かし、対象者に寄り添った対応を心掛けること。

vii) 結果の共有等

- ・ アドバイザー派遣ごとに議事概要を作成し、県へ提出すること。

(3) 「合同募集説明会」の実施

i) 事業内容

- ・ 地域おこし活動に興味のある者等を対象とした、地域おこし協力隊の募集情報や当該制度に関する県内の状況等を発信する説明会を実施すること。実施にあたっては、県内の地域おこし協力隊導入可能自治体の出展を募ること。
- ・ 説明会の開催にあたり、出展自治体に対する事前勉強会を1回以上実施すること。勉強会の目的は、説明会当日に係るリハーサル及び説明会における各自治体の発表内容・手法の検討、今後隊員の募集を行う自治体に対する募集要項の組成に関する相談対応等とする。
- ・ 説明会実施後においても、出展自治体からの求めに応じてマッチングが叶った自治体と参加者をつなぐサポートや募集内容に対する助言等、引き続き当該自治体に対する伴走支援を行うこと。

ii) 説明会 出展自治体

- ・ 出展自治体は県内の地域おこし協力隊制度導入可能市町村とし、計5自治体程度（最少催行数：2自治体程度）とすること。

(参考) 制度導入可能自治体（19自治体）

大垣市、高山市、海津市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村

iii) 説明会 参加対象者等

- ・ 参加者は、地域おこし活動に興味のある者や地方への移住検討者などを中心に募集し、事前に参加希望者のとりまとめを行い、県に提出すること。

iv) 説明会 内容・回数等

- ・ 説明会を1回以上開催し、以下のプログラムを組み込んだ内容とすること。

- 県内の地域おこし協力隊事情に係る説明
- 出展自治体による相談対応
- その他、本業務の目的に沿った有効と思われる事柄

- ・ 出展自治体の魅力PRや今後の隊員募集情報に関するプレゼンテーションをプログラムに組み込むことも可能とする。
- ・ 各プログラムの詳細や時間配分等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 出展自治体や地域おこし協力隊員（OB・OG含む）と進行内容の確認等につ

いて調整をすること。なお、企画・運営については、出展自治体や地域おこし協力隊員（OB・OG）の意見や提案等を反映させるよう努めること。

v) オンライン環境の設定・運用等

- ・ 説明会及び事前勉強会はWEB会議システムを使用したオンライン方式とすること。なお、システムやライセンスプラン、数等は出展自治体数や参加者数を見込んで適切なものを選定すること。
- ・ 本業務専用として新規ライセンスを取得する場合、ライセンス期間は契約終了月までとし、ライセンス登録に必要な情報（アカウント名、登録用メールアドレス、初期パスワード等）については、県と協議のうえ決定すること。なお、本ライセンス権は県に帰属することとする。
- ・ 受託者が所有する既存ライセンスの使用を希望する場合は、予め県と協議すること。
- ・ 配信に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）を準備すること。また、説明会に参加するために必要な情報（URL、ID、パスワード等）は事前に設定し、関係者へ通知すること。
- ・ 出展自治体・参加者等各々で必要な操作方法等を記載したマニュアルを作成し、事前に配付すること。
- ・ 配信会場について、民間の貸会議室等を使用する場合は、施設管理者の指示に従い、手配や準備、片付け、利用料の支払い等必要な対応を行うこと。
- ・ 配信環境の設定や運用等に必要なスタッフを1名以上配置し、適正な運営を確保すること。

vi) 地域おこし協力隊員（OB・OG含む）の協力

- ・ 説明会、及び事前説明会においては、地域おこし協力隊員（OB・OG含む）による対応（登壇・相談対応等）を組み込むこと。
- ・ 説明会においては、出展する自治体を活動エリアとする地域おこし協力隊員（OB・OG含む）を少なくとも各自治体毎に1名選定するよう努めること。ただし、地域おこし協力隊員の募集・採用を初めて計画している自治体については、この限りではない。
- ・ 地域おこし協力隊員OB・OGの参加にあたっては、必要に応じて謝礼を支払うこと。

vii) コーディネーターの配置

- ・ 全体の司会進行や話題の提起、質疑応答等を行うコーディネーターを1名以上配置し、適正な運営を確保すること。なお、運営スタッフや参加する地域おこし協力隊員（OB・OG含む）を兼ねることを妨げるものではない。
- ・ 必要に応じてコーディネーターに謝礼を支払うこと。

viii) 説明会 参加者の募集

- ・ 参加者の募集にあたっては、広告に係るバナーを作成し、Web 広告や SNS 広告

など複数媒体を活用し、集客のため効率的かつ効果的な周知・募集を行うこと。

- ・ 広告バナーは1種類以上作成するものとし、その内容やデザインは県と協議のうえ決定すること。また、作成後は速やかに電子データを県に提出すること。
- ・ 県移住・定住ポータルサイト「ふふふぎふ」や清流の国ぎふ移住・交流センターSNSに掲載する原稿及び画像データ（アイキャッチ画像及びテーマに沿った画像等）を県に提出すること。

ix) アンケート実施・報告書の提出等

- ・ 説明会の終了後、参加者及び出展自治体に対してアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析を行うこと。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。
- ・ 開催結果に係る実施報告書（申込人数、参加人数、実施状況写真、アンケート結果等をまとめたもの）を作成のうえ、県に提出すること。
- ・ 説明会開催後、参加者が実際に出展自治体の隊員募集案件に応募を行うなど、本説明会を契機として参加者の出展自治体に対する具体的な行動につながった場合、当該自治体はその結果を県へ報告するよう調整を行うこと。

x) 資料・物品準備等

- ・ 説明会で使用する資料等については、原則、開催日の1週間前までに原稿を県に提出するものとし、参加者が理解しやすい方法を出展自治体・地域おこし協力隊員（OB・OG含む）とも調整のうえ、配信画面への表示や参加者への事前配布など、適切な対応を行うこと。
- ・ 出展自治体の特産品を事前に配布するなど、事前勉強会等の場を活用して出展自治体の魅力をPRする方策を検討し、出展自治体・地域おこし協力隊員（OB・OG含む）と調整・意見交換等しながら進めること。

(1) ～ (3) 共通事項

i) 不可抗力等による中止等

- ・ 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として業務を中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- ・ 中止により、実施回数等の目標値を達成することができないときは、委託費の範囲内で再度企画・実施することができる。

ii) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応等

- ・ 令和5年5月8日付「5類移行後における対策」に従い、流行期における「3つの密」を回避するよう推奨すること。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取組むこと。

- (1) 実施責任者及び県との各種調整窓口となる業務担当者を配置すること（共同体の場合は、代表法人の者とする）。なお、実施責任者及び業務担当者との兼務を

妨げない。

- (2) 本業務の実施体制を示す実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を県に提出すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にした書面を県に提出すること。
- (4) 参加者等からのクレームについて、解決に向けた誠意ある対応をとること。また、その対応の経過について、速やかに県に報告すること。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

6 業務完了後の提出書類等

受託者は、本業務完了後、遅滞なく県に対して次の書類を提出するものとする。

- ① 実施報告書（業務の実施期間、実施内容、その他県の指示するものを記載）
※研修会、アドバイザー派遣は実施回ごとに提出すること。
- ② 委託業務完了届

7 委託費の支払条件等

すべての委託業務が完了し、県の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知

り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

9 著作権等に関すること

別記3「著作権等取扱特記事項」によること。

10 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、受託者は速やかに事業実施計画及び実施体制表を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USBメモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注

者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

（情報資産の適切な管理）

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（1）第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

（2）本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

（3）発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

（4）発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。

（5）管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

（6）管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

（情報資産の利用及び提供の制限）

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託）

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先

(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めな

ればならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第 12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 9 に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第 13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除することとする。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約の締結に際しては、次に掲げる事項を必ず記載するものとする。

- (1) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 (第 3)
- (2) 従業者に対する監督・教育 (第 4)
- (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止 (第 6)
- (4) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 (第 7)
- (5) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 (第 8)
- (6) 秘密保持義務 (第 9)
- (7) 再委託における条件 (第 11)
- (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 (第 13)
- (9) 県が必要があると認めるときに、委託先に対して実地の調査を行うことができる規定 (第 13)
- (10) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 (第 14, 15, 16)

別記3

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る動画、原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る動画、原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 発注者は、成果物及び当該成果物に係る動画、原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、

当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

- 4 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、成果物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- 3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に発注者に移転する。